

1- (4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

(1) 目的

11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるようにする。

(2) 対象者

① **住民税非課税世帯** ⇒ 約 48,000 世帯

基準日（令和3年**12月10日**）において、
世帯全員の令和3年度分の**住民税均等割**が**非課税**である世帯
生活保護世帯も含む

② **家計急変世帯** ⇒ 2,000 世帯見込

①を除く、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、
直近の収入が住民税非課税相当の水準に下がった世帯

(3) 給付額

1 世帯当たり **10 万円**

(4) 給付方法

- ・ 住民税非課税世帯は、**プッシュ型**（簡便な手続きにて迅速化を図る）
⇒ 振込口座等を確認するため、対象者に**確認書**を送付
⇒ 準備ができ次第、世帯主あて発送する予定
- ・ 家計急変世帯は、**申請型**
⇒ 対象世帯員それぞれの収入状況を添えて申請、**審査**のうえ**判定**
⇒ 申請書を **12月22日**から配布
福祉政策課(庁舎10階)、各事務所、社会福祉協議会、
生活・就労サポートセンター(庁舎3階)の各窓口にて配布

(5) 受付開始

本市独自の**オンライン申請サイト**を開設

⇒ 住民税非課税世帯、家計急変世帯ともに **12月22日**から、**受付開始**